

# 2016年 春号 仙台市

# 農政だより



発行 仙台市経済局農林部(農政企画課、農業振興課、農林土木課)  
〒980-8671 青葉区国分町3丁目7-1 電話 022-214-8265(農政企画課) FAX 022-214-8338  
ホームページ [http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai\\_03.html](http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai_03.html)  
Eメール [kei008110@city.sendai.jp](mailto:kei008110@city.sendai.jp)(農政企画課)

農林部の新たな組織体制を紹介します

農林部では、震災復興期間の終了に伴って業務及び組織の見直しを行い、東部農業復興室(課相当)を廃止し、組織体制を変更しました。

収益性の高い農業の実現を目指す農業園芸センターの運営支援は、農商工連携・6次産業化推進と合わせて農政企画課が担当します。

また、これまで震災復興の観点から東部地区で重点的に取り組んできた、法人化や女性農業者への支援などの担い手の育成を全市的な取り組みとし、農産物の生産振興や農地保全対策などと合わせて、農業振興課にて市内農業の振興を一元的に行うこととしました。

さらに、東部地区のほ場整備事業については、新たにほ場整備推進室を農林土木課に設置し、引き続き推進していきます。

なお、各課・係の所管業務及び連絡先は以下のとおりとなります。

【農政企画課企画調整係

214・8265】

農政企画課	農業振興課	農林土木課
<b>企画調整係 214-8265</b> 農業振興の企画及び調整、広報／農業振興地域の証明及び相談／水産振興	<b>生産振興係 214-8335</b> 稲・麦・大豆・野菜・花の生産振興／畜産振興／農作物被害調査	<b>整備係 214-8268</b> 農業農村整備事業の計画、調査／農業用施設の整備／農業用施設の管理
<b>農食ビジネス推進室 214-8266</b> 地産地消の推進／農産物加工支援／6次産業化・農商工連携の推進／農産物の消費拡大／販路拡大の支援／学童農園・市民農園／農と食のフロンティア推進特区／農業園芸センター運営支援	<b>担い手育成係 214-7327</b> 新規就農者・認定農業者・女性農業者等支援／機械施設等の補助／農地の利用集積促進／農業制度資金	<b>林務係 214-8264</b> 林業振興／市有林の経営及び管理／伐採届・森林取得／松くい虫・ナラ枯れ対策
	<b>地域支援係 214-8334</b> 農作物有害鳥獣対策／耕作放棄地対策／中山間地域等直接支払／多面的機能支払／経営所得安定対策／米の需給調整	<b>ほ場整備推進室 214-7328</b> 東部地区のほ場整備／他機関及び他事業との協議、調整／水管理システム整備／愛宕堰の水利権更新

## 4つの柱の概要

<b>農業の収益性向上</b>	ブランド化や地域資源を活用した高付加価値化の推進、農業生産の低コスト化による収益性の向上を図る。
<b>多様な経営体の育成と農地の有効活用</b>	地域の担い手へ農地を集積・集約するとともに、新規就農の推進による担い手の確保や法人化の推進により、効率的かつ安定的な経営体の育成を図る。
<b>生産基盤の確保</b>	被災した農地の大区画化や農業用施設の長寿命化など農業基盤の整備を進め、生産現場の強化とともに、災害に強い農村環境の維持を図る。
<b>多面的機能の維持発揮</b>	農業のもたらす恩恵を市民が享受することができるよう、都市と農村の交流や地域全体での共同活動により多面的機能の維持・発揮を図る。

農林部では、「震災復興期間における本市農業施策の方向性」に替わり、今後概ね5年間の農業施策の方向性を「農業施策の方向性(H28-32)」としてとりまとめました。  
これまでの枠組みを基本的に引き継いだ左記の4つの柱を軸に、今後とも施策を実施していきます。

農業施策の方向性を策定しました

【農政企画課企画調整係

214・8265】

平成28年度主要事業概要

平成28年度の主な事業の一部を紹介いたします。

農業の収益性向上

◆6次産業化推進 農業者による加工・商品開発・販売などの新たなビジネスを研修や機材導入などにより展開するほか、食品関連事業者から農産物を使用した商品企画を募集し、商品化を目指すマッチングプロジェクトに取り組みます。

◆地産地消推進 仙台産農産物を学校給食に提供し、食育と併せた農産物のPRなどを行います。

◆拠点施設活用 農業園芸センターにおいて、農業者等への研修事業及び市民への農の普及啓発のための事業を行い、収益性の高い農業の支援拠点としての活用を図ります。

多様な経営体の育成と農地の有効活用

農地の有効活用

◆水田フル活用推進 農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進するほか、低コスト栽培である水稲直播の普及と定着化を進めます。

◆農業担い手総合支援 研修会開催などにより新規就農者や女性農業者を育成します。

◆経営体育成 法人化支援及び法人化後の経営指導のほか、収益性の高い園芸作物の導入や組織のPR、販売促進などに対する支援を行います。

生産基盤の確保

◆農業用施設調査・計画策定 農業用施設の長寿命化を図る計画を進めるため、市内用排水路及び基幹水路の調査を行います。

◆水管理システム整備 仙台東地区への水管理システムの導入を推進し、適切な水管理や維持管理費の縮減を図ります。

多面的機能の維持・発揮

◆多面的機能維持 農業・農村の持つ多面的機能を維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の交付を行います。

◆有害鳥獣対策 ワイヤーマツシユ柵等の設置に対する支援のほか、捕獲対策を強化するため、新たに狩猟免許の取得補助などを行います。

◆市民連携農業推進 レクリエーション農園を開設するため整備等に対して支援を行います。

【農政企画課企画調整係

214・8265】

食品表示研修会を開催しました

平成27年4月に食品表示法が施行され、農産加工品等の表示方法が変更になったことを受け、直売における表示のルール説明と併せて、2月23日(火)に農業園芸センターにおいて食品表示研修会を開催しました。

食品表示法は、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3法の食品の表示に関する規定を統合したものです。

研修を受講していない方のために研修内容の一部をご紹介します。

◆第1部(直売向け)

- ・イベントでの販売においても産地を表示する必要がある
- ・「無農薬」ではなく「栽培期間中農薬不使用」と記載することが適切である
- ・未検査米は品種名等を書いてはいけない

◆第2部(農産加工向け)

- ・添加物やアレルゲンの表示方法が変わった
- ・栄養成分は書く順番が決まっております
- ・表示が義務化された加熱や乾燥処理をする加工食品となるため、容器包装することが必要となり、ルールに従った表示が義務付けられた

なお、加工食品と添加物は平成32年3月まで、以前の制度に基づき表示を認める経過措置期間となっておりますが、速やかな表示の切り替えに努めましょう。

また、加工品の表示に関する相談は、事案ごとの個別対応となるため、管轄の保健所に事前の予約をお願いします。

【農政企画課

農食ビジネス推進室

214・8266】

仙台市からのお知らせ

産地パワーアップ事業について

地域の営農戦略として定める「産地パワーアップ計画」に基づき、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、高収益な作物・栽培体系への転換を図るために機械や機器の大型化・高度化に向けたリース導入や施設整備に対し、経費の1/2以内を助成する事業を実施します。

取り組みを希望される方は5月13日(金)までに左記へご相談ください。

【農業振興課担い手育成係

214・7327】

対象農地	仙台市内の農業振興地域内の農地
貸付期間	原則10年以上
受付期間	①5月2日(月)から5月31日(火)まで ②9月15日(木)から10月14日(金)まで
問い合わせ先 及び 申し込み先	JA仙台中央営農センター 電話：289-2914 JA仙台西部営農センター 電話：391-0150

**農地中間管理事業を活用する農地の貸付希望者を募集します**

平成29年度の作付に向けて、農地中間管理事業を活用し、農地の貸し付けを希望する方の申込みを受け付けます。

農地中間管理事業では、公益社団法人みやぎ農業振興公社が農地の貸付希望者から農地を借り受けて集積し、地域の担い手へ農地の貸し付けを行います。

農地での作付を行う予定のない方や農地の貸付先が見つからない方は、公社への農地の貸し付けをご検討ください。

**◆注意事項**

- ①貸付先(耕作者)の選定については、機構に一任となります。貸付先を指定することはできません。
- ②相続登記が完了していない農地は、貸し付けできません。
- ③農地としての利用が著しく困難な場合や借受希望者が見つからない場合は、公社が借り受けられないことがあります。

【農業振興課担い手育成係  
214・7327】

**「アグリヒロイン育成講座」の受講生を募集します**

市では、次世代の担い手となる女性農業者の育成を目的に「アグリヒロイン育成講座」を平成27年度から開講しています。本年度は農機具の操作実習、野菜づくり基礎講座や先進地視察研修など、年間5回程度の講座を予定しています。

**◆対象者** 概ね45歳以下の女性(農業者並びに農業に関心があり新たに就農を希望する方も含む)

興味のある方は左記へご連絡ください。

【農業振興課担い手育成係

214・7327】

**農業園芸センターでの研修生を募集します**

農業園芸センターの観光果樹園で果樹栽培や農業の複合経営を学ぶ研修生を募集します。

	果樹栽培コース	複合経営コース
期間	6月～3月上旬(全7～9回)	6月～12月下旬(全7回)
内容	果樹栽培の実地体験研修や講習、先進農家の視察など	複合経営やTPPに関する講習、ビジネスプランの作成など
対象	新たに果樹栽培を始めたい方、就農を目指している方50名(先着)	農業をすでに営んでいる方、新たに農業の複合経営を始めたい方10名(先着)
費用	3,000円	3,000円
申し込み先	仙台ターミナルビル(株)荒井事業所(農業園芸センター内) 〒984-0032若林区荒井字切新田13-1 <a href="http://stbl-fruit-farm.jp/">http://stbl-fruit-farm.jp/</a>	



**◆申込方法**

農業園芸センターで配布する募集要項に添付の申込書(仙台ターミナルビル(株)ホームページからもダウンロード可)を右記申し込み先へ郵送してください。

【仙台ターミナルビル(株)

荒井事業所

762・9688】

**野菜・花き用パイプハウスの設置を助成します**

野菜・花きを生産するためのパイプハウス設置に係る費用の一部を助成します。

対象者	採択基準(設置面積)	助成内容
営農集団(※)	野菜 1,000㎡以上 花き 500㎡以上	●補強型 (間口5m以上・パイプ口径30mm以上・専用ドア付) 新築:事業費の1/3以内、1㎡あたり2,400円程度 再築:事業費の1/4以内、1㎡あたり1,800円程度
認定農業者・認定新規就農者	200㎡以上	●第一種施設 (間口5m以上・パイプ口径20mm以上・専用ドア付) 新築:事業費の1/3以内、1㎡あたり2,000円程度 再築:事業費の1/4以内、1㎡あたり1,500円程度
エコファーマー	100㎡以上	●第二種施設(第一種施設基準以外のもの) (間口5m以上・パイプ口径30mm以上・専用ドア付) 新築:事業費の1/3以内、1㎡あたり1,000円程度 再築:事業費の1/4以内、1㎡あたり750円程度

※農業者3戸以上で、代表者及び規約を定めている組織

今年度設置予定で補助を希望する方は、6月6日(月)までに左記へご連絡ください。

【農業振興課担い手育成係

214・7327】

園芸作物の導入や地域交流事業に対する支援を行います

(1) 園芸作物等導入支援事業
組織経営における新たな主要品目となる園芸作物等の導入に對して支援を行います。

支援メニュー

Table with 3 columns: ①試験栽培, ②視察・研修. Rows include 支援内容, 対象経費, 補助金上限, 申請上限.

◆対象者 仙台市内に拠点を置く農地所有資格法人(平成28年3月までの農業生産法人)又は営農集団(農業者3戸以上で、代表者及び規約を定めている組織)
◆助成率 対象経費の2分の1以内

(2) 地域交流等促進支援事業
組織のPRや販売促進のため取り組みに對して支援を行います。

支援メニュー

Table with 4 columns: ①交流事業, ②情報発信, ③直売市の定期開催. Rows include 支援内容, 対象経費, 補助金上限, 申請上限.

◆対象者・助成率 (1)と同じ
問い合わせは左記へご連絡ください。

【農業振興課担い手育成係】
214・7327

狩猟免許(わな・銃)に係る講習会経費を助成します

仙台市農作物有害鳥獣対策協議会では、有害鳥獣による農作物等の被害防止のため、左記講習会経費の助成を行います。

Table with 2 rows: 狩猟免許取得のための講習会, 猟銃等講習会(初心者). Includes 主催, 電話, 助成額, 受講料.

◆対象者 わな猟 農業者又は農業者が組織する団体
・銃猟 個人又は団体(農業者に限定しません)
◆注意事項 受講前の申請が必要です(事後申請は対象外です)。

【農業振興課地域支援係】
214・8334

農業サポーターを
利用してみませんか

〜みりの会より〜

みりの会は「仙台市農業サポーター養成講座(せんだい農業学校)」で農業の基礎を学び、現場実習を重ねた方々で組織しています。

◆主な活動内容
・堆肥づくり、堆肥散布
・野菜の播種、定植、トンネル掛け、除草、収穫、出荷調製、袋詰め作業、果菜類の剪定、摘心、脇芽掻き

2時間程度の作業から長時間作業まで、必要な時に必要な時間、さまざまな作業をサポートします。
農業サポーターの利用希望や費用についてのご相談は左記へご連絡ください。
【仙台ターミナルビル(株) 荒井事業所】
762・9667